

はじめに

配偶者からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な課題があり、多くの場合、女性が被害者となっています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）は、こうした被害者本人や、被害者を支援する人々の声と、女性運動のうねりが身を結び、平成13年4月に制定されました。

千葉県では、DV防止法の本格施行に先立ち、婦人相談所における24時間・年中無休相談や一時保護室の拡充を行うなど、重要施策として相談、一時保護、生活再建支援を掲げ、DV被害者に寄り添いながら、積極的に施策を展開してきたところです。

平成18年3月には「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、それまで取り組んできたDV施策を体系的に整理し、更に効果的に推進してきました。

しかしながら、DV被害に関する相談は年々増加しており、身体的・精神的に深刻な影響を受けている被害者や同伴する子どもへの支援、暴力から逃れた後に安心して生活を送れるための生活再建に向けた支援等が課題となっています。

平成19年7月には、DV防止法が改正され、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となるなど、身近な行政主体である市町村の役割が重視されることとなりました。

千葉県では、「千葉県男女共同参画推進懇話会」の専門部会として設置した「千葉県DV防止・被害者支援基本計画管理委員会」において、今般のDV防止法の改正内容を踏まえ、これまでの取組について検証するとともに、現在求められているDV被害者支援についての検討を行い、第2次計画としてまとめたところです。

また、計画の策定に当たっては、DV被害者本人、DV被害者支援活動を行なう民間支援団体やパブリックコメントでの意見を聴きながら、DV被害者の視点に立った、実効性のある計画となるよう進めてまいりました。

今後は、この基本計画の下、市町村や関係機関、民間支援団体等と連携を図りながら、誰もが安心して生き生きと暮らせる暴力のない社会の実現に向けた取組を一層強化していきたいと考えています。

平成21年3月

千葉県知事 堂本 暁子